

インド司法制度の研究序説

——司法制度と行政権とのかわりについて——

北 島 泰 治

目 次

はじめに

第一章 インド司法権の特徴

第一節 インド連邦制

第一項 二重の市民権の否定

第二項 単一の憲法的權威

第三項 最少限の厳格性と形式主義

第四項 緊急時における憲法の一元化

第五項 基本的事柄における一元性の維持

第二節 統合された一元的司法権

第一項 広範な司法権

第二章 司法権、行政権の歴史的変遷

第一節 一九三五年法の成立の背景

第一項 国民運動の側より見た一九一九年法の成立

第二項 サイモン委員会の派遣

第三項 一九三五年法の成立

第二節 一九五〇年法の成立の背景

第一項 第二次世界大戦

第二項 大戦終結

第三節 現在の司法権

第三章 司法権の法的根拠

第一節 一九三五年法の立法

第二節 一九三五年法に見られる司法制度

第一項 一九三五年法の司法構造

第二項 司法権

第三項 上告裁判所

第四項 上告裁判権の拡張

第五項 特別事件方法の上告

第六項 枢密院への上告裁判権

第七項 判決の拘束

第八項 総督の諮問権

第九項 以前の裁判所

第三節 一九五〇年法の立法

第四節 一九五〇年法に見られる司法制度

おわりに

は じ め に

我国におけるインド法研究の現状は、堀部政男氏の「アジア法の現状と問題点」⁽¹⁾または内田力蔵氏の「わが国におけるインド法研究の現状と課題」⁽²⁾と言う論文により知ることができる。前者は、アジア一般を対象としながらも、インドを中心に日本にかけるアジアの法についての研究史を整理したもので、現在の研究の状況をも示し、その研究の歴史を把握するためには大いに助けとなる。後者は、我国におけるインド法研究の現状を整理したもので、今後における研究の方向づけを示している点で役に立つものである。結論として、両者ともに研究の前提条件である資料の整備、研究者の層の希薄性等、研究条件の不備を指摘している。

内田力蔵氏の方向づけは、一、現行法の構造「インド法のイギリス化としてイギリス・インド法の構造を、共和国インドの流動してやまない社会の現行法として分析的にたしかめる」、二、イギリス・インド法の成立過程「イギリス法が、インドに『移住』migrationしたといわれるが、そのさい採られる基本的な原理、法政策、その実現のため

の機構、その他の諸条件、およびその成果のあとづけ」三、固有法史「イギリス・インド法の成立過程は、インド固有法が、どれだけ『イギリス化』され、『近代化』されえたかの過程」であるとして、今後の研究課題を三つにわけ提示している。

また堀部氏は、憲法に関して、下山瑛二「インドにおける責任政治への第一歩——一九一九年のインド統治法制定に関する資料」、清水望「コモンウェルスにおけるインドの地位」、「英連邦の構造について」、「英連邦構成国におけるウェストミンスター型の政治体制——とくに戦後における議会民主主義の動向を中心として」、「英連邦の憲法構造」、落合淳隆「インド憲法における後進階級の保護規定について」の業績をあげている。その他、佐藤宏「一九七〇年代インドの憲法状況、一、二、——国家と人権をめぐる諸問題」、桜田誉「インド憲法の特質、一」、安田信之「インドの下位裁判所、一、二、三、——裁判官の任命、昇任を中心にして」、大内穂編「インド憲法の制定と運用」、内田力蔵「サー・ヘンリー・メーンとイギリス法の『法典化』——十九世紀インドにおける立法にたいするメーンの貢献」等がある。しかし何分日本語の論文となったものが少ないため、インド憲法の研究は、外国の文献にたよらざるをえないこととなる。

司法権と行政権の関係については、「A Historic Decision in the Supreme Court of India」⁽³⁾ Dr. H. SAHARAY が、二人の最高裁判所長官の考え方を採り上げている。一人は、「議会は、憲法の修正によって市民の基本的権利を減らす力はない。」と言ひ、また一人は、「市民の基本的人権が、インド議会によって修正されえないと言ふことを受け入れることは困難である。」と言ふ対照的なものがとりあげられている。その背景には、インドの人口増加と経済成長と言ふ問題が、信仰の自由にもとづく「出産することの自由」に対する行政権の経済政策上の出産制限について最高裁判所が、それを認めなかったことがあったことにもとづく発言である。⁽⁴⁾そこには、最高裁判所

の有する強大な権力が存在し、特に長官の影響力は、多大なものがある。そう言った最高裁判所長官の地位について、安田信之「インドにおける『司法危機』⁽⁵⁾」と言う現地報告によると、「司法権の独立」の根底にあった最高裁判所長官の任命に行政権の介入を見るにいたっていることを指摘している。

人権保障の最大の擁護者である司法権、いわゆるインド経済成長の障害としての存在である司法権に対して、かつての議会によって憲法を修正し、人権侵害の判決を合法化⁽⁶⁾する方法を越えて、なぜ司法権の根底と言われる最高裁判所長官の任命まで、行政権が、手を出さなければならぬ程、インド司法権が、強力な組織となったのか、それを現行司法権の歴史的成立過程を背景に考えて見たい。

その順序は、一、インド司法権の性格、特徴、二、司法権成立の社会的背景、三、現行法へのイギリス統治法の影響、四、現行法上のインド固有の背景である。

第一章 インド司法権の特徴

インド司法権の性格、特徴には二つのものがあり、一つは、連邦制であり、他は、統合された一元的司法制度である。

第一節 インド連邦制

インド憲法における連邦制は、アメリカ合衆国、オーストラリア等の連邦制に比べ、つぎのような特徴的な面が見られるのである。⁽⁷⁾一、二重の市民権の否定、二、単一の憲法的権威、三、最少限の厳格性（硬性）と形式主義、四、

緊急時における憲法の一元化、五、基本的事柄における一元性の維持がそれらである。

第一項 二重の市民権の否定

アメリカ合衆国の場合、連邦と州における二つの市民権つまり二重の市民権が、考えられている。それは、市民に対して権利を与えうる権利を各州政府が、有していると言うことである。これに対しインドは、全インドに対して唯一の市民権があり、州の市民権は、ないのである。

第二項 単一の憲法的權威

アメリカの各州は、おのおのの州の憲法を作る権利を持っている。インドでは、そのような権力を地方の州に与えていないのであり連邦と諸州の憲法は、インドにおいて単一の形しかないのである。

第三項 最少限の厳格性（硬性）と形式主義

連邦制は、一般に政治の弱い政体であると言われている。連邦政治の弱点を理由づけすれば、硬性と形式主義という二つのものをあげることができる。連邦憲法は、必然的に成文憲法となる。そして成文憲法は、常に硬性な憲法である。それは、通常の法の立法方式により変更できない。形式主義は、連邦国家政体に由来するものである。連邦憲法は、連邦と州政府の権力の限界をつくる。諸州に対し割り当てられる部分において中央政府の侵害、また逆の場合も憲法違反とされるのである。従って連邦憲法における形式主義は、連邦あるいは、州政府により判定された法の効力の仲裁人となる司法部への一定の制限となる。

インド憲法においては、硬性と形式主義の欠点を補うために次のような方法を探っている。

一、同等である権力を表にまとめて規定した。二、インドの憲法は、オーストラリアのように議会が、法により別ものを規定するまで権力を維持するために多大な規定を設けた。三、権限が、議会へある状態の下州の権力につ

いて立法するために与えられた。いわゆる。イ）表の権力が、国家的重大性の事柄となった場合、ロ）大統領が、緊急を宣言した場合、ハ）もし諸州が、議会による権限の行使に同意した場合、四、憲法の修正の方法は、他の連邦憲法に見い出すものより硬性でない。

第四項 緊急時における憲法の一元化

一般に、連邦制度と言うものは、連邦主義の厳格な形式性によってささえられている。したがって、あらゆる状況に対してもその形を変えることはなく一元的になり得ないものである。しかし、インド憲法においては、状況によって、連邦と州とを一元化して、その状況に対処し得るようにつくられている。それは、平時において、通常の二元的連邦制度と同様の働きをする。そして、一元化された場合も、非常に計画されているものである。

第五項 基本的事柄における一元性の維持

二つの政体つまり連邦と諸州とに分割された立法的、行政的、司法的権力に分れた權威に基く二重政体の存在する連邦は、立法と行政と司法の保護の相違を作り出す義務がある。ある程度まで、この相違を作り出すことは問題とはならない。しかし地方の固有の必要性、状況に対して、政府の権限を適用することは、ある場合、歓迎されるであろうが、多くの場合、この相違は、混乱が、連邦諸州の間に起ってくる。したがって、近代憲法は、国家の統一を維持することが、本質的なものとされ、それに関するすべての基本的事柄について一様をもたせなければならないとされている。この憲法は、行政的、立法的統一を維持するために以下三つの方法を採用した。

一、司法——単一の司法制度、二、立法——基本的法、民法、刑法における一様性、三、行政——公の全インド的職務（行政事務）。

司法については、憲法における最高裁判所は、あらゆる法、連邦、州、憲法、民法、刑法の上に生ずるすべての事

件に対する裁判権を有する単一にまとめられた司法を形成しているのである。

立法については、法、法案、民法、刑法の基本的原則等の相違を除去することは、*Concurrent List* に示されている。

また行政における一様性を維持するために、憲法は、連邦と州の全領域を共通対象並びに基盤とした全インディアン公共の行政が、なければならぬと規定している。

第二節 統合された一元的司法権

英国議会における裁判所の役割に、インド憲法によって議会が、管轄できない行政的部分について、公平な判断を下す機能を加えて完全な司法制度を設けた。そしてそれにおける伝統を引き継ぐことによって強められてきたのである。この司法制度の目的は、民主主義の自由の考えと憲法に含まれている法の役割を本質的に保護し維持するためのものである。すべての圧力から堅く守る唯一の司法は、インド憲法が、この司法制度に与えた広範で重大な機能を達成するために運営されるのである。この憲法は、州法のように連邦の各州のみに関するものをも強いることができるよう完全な機能を与えられた司法構造を創造した。州法と連邦法とに關して起つたすべての事柄の訴えの最終的裁判所を構成するインド最高裁判所は、その構造の頂点にある。はじめは、他の連邦のごとくこの連邦においても各州に、それ自体の裁判所を設ける権力を与えられていた。しかしそのような裁判所は、實際に設けられず、それで各州の裁判所によって一応管理されていたが、司法の基準の維持をはかろうと考え、それ自体より一層高い裁判所を設け、それに裁判官の選択の権能を与えたのである。それが、前述の最高裁判所なのである。この強力な司法部に對してできたのが、連邦行政政府であり、それは、最高裁判所裁判官の任命の場合、また州の高等裁判所長官の任命と同様

に、インド最高裁判所長官との相談の後で作られたのである。また州の行政府は、州高等裁判所に、州におけるそれより下位の裁判官の選択について相談しなければならない。このようにインド司法は、自律したものである。最高裁判所と州の高等裁判所の判事は、憲法に明確に規定されている理由で、両議院へ申し立てられた後、規定の多数議員の支持をえた時、解任されるのを除いて免官されることはない。最高裁判所裁判官の任命権は、連邦政府と連邦議会の解任権にあるけれども、州の司法府と同様に連邦司法府は、憲法解釈や政府と宗教団体の間、行政府と市民との間の紛争で、独立した公平な機能行使するのである。アングロ・サクソンの司法制度の影響をうけてきた国々でのあらゆる事柄において、裁判官が、政府と宗教団体間の互いの、または、市民と行政府あるいは立法府間の互いの主張の均衡を維持する公平な判断者として、それらを考えることが伝統なのであるから。また、インド司法制度は、任命前に憲法のある事柄についてのべた見解を、公平な司法の立場より変化あるいは修正させられていくと言う伝統をも深く受け入れているのである。⁽⁸⁾

第一項 広範な司法権

政府には、それぞれの権威の下に決定されるべき三つの機関がある。そこでは、つねに一つの権威が、他の権威を侵害しているか否かが、問題となる。そこでこれらの権威の公平な独立が確保されることが望まれる。そのような問題の判断を下すのは、その三つの権威のうちの一つの司法権以外の法律裁判所は、適当でないと言われる。一般に政府と宗教との間の紛争があった場合に、連邦は、立法、行政、また宗教の権威とは別に独立性を有する独自の権威を必要とされる。そのために、カナダと同様に、インドにおける最高の司法制度が、政府により設けられた。裁判所が、この権限を行使することが、許されるべきか否かについて、論争がないわけではなく、裁判所が、憲法の解釈において、人々により選ばれた立法府の表現した意思と反対の結論を出した場合として今日もなお問題にはなっていない。

る。国の司法機関になぜこのような権限を与えたのか、一般に解釈と言うものは、裁判所の独特な特別な部門である。憲法は、事実存在するのであり、基本的法として裁判所の解釈を通して尊重されねばならない。したがって、立法院により出された特別法の意味は、同様に裁判所の解釈を通して確かめられなければならないとされる。アメリカ合衆国の最高裁判所は、まず裁判所の解釈を認め、議会の法を無効にする。これは、アメリカにおいて *Judicial Review* として強固に守られている。それは、またオーストラリアやカナダへも受け入れられたのである。

司法の判決と憲法の実践により、アメリカを代表とする他の連邦において行なわれているこの主義は、議会の立法院としての権限を制限することであり、引いては行政権の制限にまで及ぶのである。これは、インド憲法においては默契的なものである。

立法権を有する議会であっても、憲法上の基本的人権を、その解釈により取り消すことは、できないと憲法に、規定してある。しかしそこには、諸権利の行使上における合理的理由による制限は認められている。その合理性の問題は、裁判所により決定されるべきものである。合理的理由についての議会の意思は最終的なものではなく、もっぱら裁判所の意思による。

議会の立法権が、裁判所の審査に従い、その立法権の越権や逆に基本的人権の侵害にかかわる立法理由を、合理的なものとして認めるならば、議会よりも上に裁判所を置くことになるかとされてきた。つまり議会の至上権は最高裁判所に由来するとされた。しかし、本来憲法自身が、司法へそのような権能を与えたのであり、議会による基本的人権を侵害するような立法理由の解釈を裁判所がなすのは、その憲法上与えられた権限に由来するものである。本来国民は、裁判所の至上権を有するのではなく憲法の至上権を有するのである。

インドの憲法制定準備会議における、憲法の枠組についての討論で、司法による立法院の意思を可能にするとする

問題の取り扱いがその重大さを示してくれる。インドの憲法起草者たちは、それを考える時国民の最大の利益のために最良のものとして、最終的に公平で平等な判断を最高裁判所に求めたのである。⁹⁾

まさにインドの司法権は、議会に対する優越した立場だけでなく判事任命権、判事給与の保障、独立財政支出、職員監督権、基本的人権に関する事件の第一管轄権、と言った一般的裁判所の権限と、末端における警察権と刑事裁判権の未分離により、その両者をも掌握する広大な権限を有しているのである。

第二章 司法権、行政権の歴史的変遷

現在の司法権確認のために

現在司法権の確立される過程は、一九三五年法、一九五〇年法の二つの段階をへている。したがって前者より順次考えてゆく。

第一節 一九三五年法成立の背景

第一項 国民運動の側より見た一九一九年法の成立

一九三五年法は、一九一九年法の多大な影響の下に制定されたことからして、まず一九一九年法を見なければならぬ。この点の特徴は、「統治の機構を中央と地方とに分け、中央政府には自治を許さず、州政府にだけ自治を導入することになっていた。中央政府については、形式的には、近代議会を採用して、上下二院を設けたが、実権はすべて総督と総督参事会が握り、総督には、立法府の採択した法案をくつがえす権限さえ付与されていた。一方州政府は、次の二系列の行政機関に分れる。

一、教育、保健衛生、地方自治などは、州知事によって州議會から任命されたインド人の大臣が担当する。二、治安維持、司法、州財政、地稅、灌溉などは、知事の直接管轄下に置かれる。⁽¹⁰⁾のごとくである。したがって、自治權がわずかにしる認められ、司法等がその下に置かれたのは、それが行政全体から見れば、ごく一部にしても、大きな進歩と言わざるを得ないのである。これが、国民の側の現代の司法權の獲得への第一歩なのである。

第二項 サイモン委員會の派遣

次に英國より派遣された法案改正のための調査団が、現行司法制度にどのような影響を与えたのかを考えねばならない。それは、インド国民が、この委員會に対する国民運動を通して、強大で強力な司法權を望むようになったからである。

一九二七年、イギリスは、インドの混乱の收拾のため自由党の J・A・サイモンを團長とするインド統治法改革調査団を派遣したのである。イギリスは、その報告をもとに、一九一九年統治法の付随的規定「十年後情勢に應じて必要な改正を加えることができる」と言う条項⁽¹¹⁾により、新たに改正を行い、総督へ國家權力を集中させ、より一層中央の力を強力にしようとしたのである。

これに対して、インド側は、サイモン委員會の派遣に反対した。その理由として、「インドの將來を決定する憲法改正の調査団に一人のインド代表も含まれていなかったこと。つぎに、イギリス政府が、十年の期限を待たずに改正を急いだことの裏には、次期選挙（一九二七年）では、インドの自治の公約をしている労働党の勝利の公算が大きかったため、保守党が、先手をうって、自らの手で改正を狙ったことである。さらに、委員會の発足が、政府の対印經濟の引き締め政策や高まる労働運動の弾圧政策と符合していたことなど⁽¹²⁾」をあげたのである。このようなことを通じて、強大な統治權に対応して人民の諸權利をそれよりもより強大な權力を有するものによって保障しようと考えて

行くのも不思議ではなくそのあらわれが今日の強大な司法権の基盤なのである。

第三項 ガンディーの反英運動

長年にわたる国民運動の指導者ガンディーの英連邦自治領の地位の獲得運動の失敗後、二つのものからの独立を目ざして進んでいったのである。第一は、イギリスからのインドの独立であり、第二は、イギリス支配による強大な中央集権的権限を有する行政権よりの司法権の独立であった。

第四項 一九三五年法の成立

一九三三年白書を基にして、インド統治法は、一九三五年に改正された。一九三五年法は、一九三七年四月にやつと諸州に対して施行された。英領印度の中央政府は、行政、立法の諸権限が、一九三五年の憲法の下に、その中央政府に帰属する事柄を制限することを除いては、一九一九年法の規定に従って行われていた。新しい地方立法府の選挙においては、会議派は、六つの地方で、多数を獲得したそして総督が、その地方の行政に頻繁に介入しない保証を公に与えたあと、会議派は、十一の地方を除いて、七つのところで、内閣閣僚を形造ったのである。第二次世界大戦の勃発に際しインドに相談なくイギリスは、インドをドイツの交戦国として宣言してしまった。そのためインド人へ与えられた七つの行政の支配権を放棄してしまった。そのため総督は、一九三五年憲法の連邦的作用の運用の期日が、不明瞭のまま延期された。

第二節 一九五〇年法成立の背景

次に二度目の世界戦争は、イギリス側のインド統治にいかなる影響があったのか。

第一項 第二次世界大戦

各種団体は、戦争に協力すべく各種条件付で、仮のインド統一を図った。「一九三九年九月三日に、第二次世界大

戦が勃発すると、ただちに総督リンスゴー（在任一九三六―四三年）は、イギリスの植民地たるインドも自動的に戦争状態にあることを宣言した。イギリス議会は、『三五年インド統治法修正法』その他の緊急法を、わずか十一分と言ふ記録的な速さで可決して、自治政府に対する『指導ならびに統制の絶対権』¹⁸を総督に付与した。」しかし次第にイギリスに大戦が不利になっていったのに対しインド側のムスリム連盟は、「二つの民族論」による独立を要求し又会議派は、個人単位の不従運動を押し進めはじめた。

第二項 大戦終結

大戦後、各団体の要求が実現されないため、その結果必然的に分裂を起し、また宗教上の理由も手伝いインドとパキスタンとに分離独立を要求するようになった。その結果パキスタンを分離したインド内では、統一の強化がより必要となり、一層行政の中央集権化を押し進めることとなった。このような状態の中で、イギリスは、インド徴兵を打ち出し、そしてイギリスの議会においては、インド独立法を可決し、インドの独り歩きを許すこととなるのである。その後まもなく「インド共和国憲法」は、このようなものを背景として、成立するのである。したがってその中に規定されるものは、おのずと中央集権的色彩があるであろうし、一方国民の側に見れば、今までインド人の人権をおろそかにしてこられたことにより、中央集権の強力な行政権に対応できうる、より強力な司法権の登場を待望していたのである。そのためその結果は、より国民的なものとして国民に受け入れられたのである。

第三節 現在の司法権

このようにして受け入れられた現行司法権について考えて見ると過去の行政権の行使に関して、裁判所が、違憲の判断を下した場合、その後、議会においてその違憲の箇所を修正し、それを合憲化して行くと言ふ動きが見られてきた。これは、司法権の確固とした判断と行政権の社会状況に応じた流動的行動との間の紛争なのである。例えば、

インドにおける行政権は、何とか経済成長を増し、より良い生活を国民に確保するために政策を行うが、経済成長率より、人口増加率の方が、うまわわっている。これは、前にも述べたが、その効果を得られないために、その現象に対する政策として、出産制限を実施しようとしたのだが、それに対して、最高裁判所の判決で、この政策は、明らかに「宗教の自由」を侵害するもので違憲であると言う判断を下して来たのである。

つまり、社会経済政策より人権擁護が、優先すると言う考え方であったが、最高裁判所長官の交替により、その政策に対する判断が一変して合憲であると言う判断を示し、社会政策が、人権擁護に優先すると言う考え方となったのである。このように最高裁判所つまり司法権の立場は、その長官によって異っているのである。

したがって、最高裁判所長官の任命については、行政権の介入をより少くするために、「先任の原則」と言うものが、慣習的に確立されているのである。最高裁判所長官の実質的権限、それは、強力な司法権の存在、また世界に類例のない強固な独立性を有していた。

その実質的権限とは、

一、長官と言う地位による他の判事に対する有形・無形の影響力

二、裁判における事件の法廷の裁判官構成権

三、判事の任命に関する発言力

法文上では、力はないが、慣習的に最近まで判事の任命に関し、長官が、実質的にイニシャチブを有していた。¹⁹

したがって最高裁判所の人事について、実質的に政府からの干渉をうけることなく、集権的権限を長官が有し、その基礎として、州高等裁判所判事群および高級弁護士群という確固とした司法、法曹層が、存在しているのである。その法曹界の内容は、「インドの司法制度が、イギリスの司法制度の流れを汲んでいることから当然といえよう。し

かしました、独立および憲法制定作業を通じて、民主主義の一つの象徴ともいえる『司法権の独立』の名のもとに、さらにこれらの層を強化させたという面を有しているのではなからうか。もっともイギリス支配下において人権を制約されざるを得なかったインド人にとっては、独立後、基本的人権を保護するために、政治から独立した強力な最上級裁判所の設置は、何よりも急務であったことは、当然であろう。そして現実に判事任命権、職員⁽¹⁵⁾の監督権などの『獨立性』を保証し、さらに基本的人権問題に関する広範な管轄権を認めた。』⁽¹⁶⁾と云うように獨立性に、非常に富んでいたのである。

その判事、弁護士、を育てる段階においても多大な力を有しており社会的に獨自性を有する専門家層を形造っているのである。

そしてその傾向は、

一、そのピラミッドの上にいけばいくほど強くなる非政治志向である。

二、その法的技術への極度の志向という点憲法解釈においては、社会的現実の直視が、要求されるべきであるのに、この点においてあまりに最高裁判所は、憲法の文理解釈にとらわれすぎているように思える。

三、基本的人権とくに財産権に対する強い執着である。⁽¹⁶⁾
の各点があげられる。

このような傾向を有する法曹層が、依前として「独立前から比較的良く確立されていた高裁を中心とする司法層は、憲法上その頭に、最高裁をいただきながら……制度的にその獨立性が、強化されたという以外、獨立という社会変動によって人的にまったく変更をこうむることなく今日に至っている。その意識は、……一世紀前の基本的人権論に、執着している」⁽¹⁷⁾のであり、これに対して、議會、行政側の「経済的自立」、「貧乏追放」へ向つての政策が、こ

とごとくぶつかってくるのは、当然のことであり、裁判所の違憲判決に対し再度議会でその憲法の箇所の修正と言う過程をふんでいたのが、最高裁判所長官の任命についての行政権の司法権への介入により「司法権を掌握したと言う事実からすれば、まさに全体主義への傾斜への危険性と言う問題が、生ずることも当然であらうとされる。」⁽¹⁸⁾と言った危険性も考えられ、現代の司法権の動向に注目する必要性は、インド国民全体からしてみれば、必然的に起るものと言わざるを得ない。

第三章 司法権の法的根拠

現行司法権の根拠である現行法が、特にどのような法の影響を受けたのかを、その法の立法過程、規定上に見い出すことは、現行司法権の認識に必要である。したがって、その主なる法である一九三五年法の立法過程、規定上、それから一九五〇年法の立法過程、規定上の変化を見ていくこととする。

第一節 一九三五年法の立法

一九〇九年法で考えられていた政治組織は、英領インドの憲法的発展の歴史の新しい時代が、始まった一九一九年法が、議会で可決されるまで強制的に続けられた。その後のいくらかの広範囲にわたる変化は、この法の規定により導き出されていったのである。それが、一九三五年法の主要部となった。その内容をみると、第一に地方と中央の権限を区別した。

しかしその明確にされた権限も、総督の權威によって無視され得たのである。第二は、地方に与えられた権限内で、保留する事柄と移譲する事柄の間に明確な区別があった。

この保留する事柄とは、総督が、任意の權威を有する事柄のすべてを含むのである。つまり、それらは、地方立法府の支配に服さないと言うことである。移譲の事柄について、立法會議に選ばれた代表者は、統治者の行政會議の委員に任命され、そして、それらの事柄は、その管理下におかれ、そのために、移譲の事柄は、立法府の支配下にあったのである。

地方に導入されたこのような組織は、統治者の権限と權威の二つに分離した段階にしてしまったために、両頭政治として知られている。一つは、総督の完全な自由裁量によるものであり、他の一つは、立法の支配についての事柄である。⁽¹⁹⁾

サイモン委員会は、報告の中で、この改正憲法の理論は、大臣には、保留される側による政策や、保留された省のための責任はなく、政府の移譲された半分について選ばれた立法府に対してのみ共同して責任を負うと言うことである。しかしこれを実践に移すことは、不可能であると思えた。両頭政治の意図は、選ばれた立法府に対する明確な責任の範囲内においてのみ設けられるはずだったのである。しかし政治の半半分が、同一の政府の下に存在する限り、その明確な責任の下での政治は、達成に困難がある。⁽²⁰⁾

両頭政治は、その弱さながらも地方の責任政治の創設への第一歩を印したのである。そして、それは、一九一七年のイギリス政府の方針と合致していた。それは、His Majesty's Government 政策と呼ばれた。「His Majesty's Government」と言う政策は、インド政府が、完全に従うことによる行政のあらゆる部門のインドへの結びつきを増すと言うものと、大英帝国の必要な所として、インドの責任政治の進歩的な現実に対する見解を有する自治制度の発展

に、その主眼をおいていた。⁽²¹⁾」

このような内容を含んだ一九三五年法は、インド連邦政府を創設するための初めての試みである。しかしこの連邦主義がなぜ起って来たのかと言うものに対する歴史的必然性について欠けるところがあった。一九三五年法により生み出された連邦制の歴史的必要性の乏しいことについて、立案者は、両議院委員会で次のように報告したのである。「統一された国を、連邦に変更させるについて私たちは、何ら詳細な歴史的先例も存しない段階を取って行くべきである。連邦は、一般に、新しい中央の有機組織体に対するそれらの主権と自治権の明確にされた部分を、引き渡すと言った。独立した自治政府間の同意によるものであった。⁽²²⁾」と、

英領インド州は、インド政府の行政的、立法的支配に、従っていたので自治さえなかった。したがって、それらが、行使しているような権威は、主に議会の総督による法定の規則制定権の下に発展してきたのである。それが、新しく一体化された連邦の権威として生まれたのである。人工的に連邦をつくる計画は、インド人自らの手の政治的権力の転換にもかかわらず、英国は、インド支配の維持が、できるようにする条件を規定しようと主に工夫されたものだったのである。⁽²³⁾

第二節 一九三五年法に見られる司法制度

第一項 一九三五年法の司法構造

この法の二百条にて連邦裁判所の設置を認め、裁判官の任命と罷免、資格については、同条第二項で、又但し書きで総督に対する辞職願いについて規定され、罷免については、陛下を中心に、陛下が解任すると規定されている。

第二項 司法権

連邦裁判所の司法権については、この法の二〇四条に規定してある。それは州間の紛争等の事柄に限り又連邦裁判所は、確認判決以外は下せないと言ったものである。

第三項 上告裁判権

上告裁判権については、その二〇五条において、規定してある。これは、英領インドのあらゆる高等裁判所から、一九三五年インド統治法並びに、この統治法の下に作られた枢密院規則の解釈に関する重大な問題が、その事件に含まれていることを証明すれば、連邦裁判所へ提出することができ、証明を与えられた所では、特別な許可をもらっても枢密院への直接の上告は、許されないと言うことである。

第四項 上告裁判権の拡張

上告裁判権の拡張については、二〇六条で、連邦立法府は、この法により規定された民事事件において、英領インドの高等裁判所のした判決、審判または、終局命令に対して当該証明なしに、上告の申し立てができることを法律により規定できると法律による拡張を規定している。

第五項 特別事件方法の上告

特別事件の方法の上告については、上告の例外的方法として、二〇七条では、この法又はこの下に作られたものの解釈等に関するものが違法に判断されたと言う理由で、連邦制下の高等裁判所より連邦裁判所へ上告の申し立てができると規定されている。

第六項 枢密院への上告裁判権

連邦裁判所は、第二〇八条の下に上告の憲法的事柄については、連邦裁判所の権限により、直接枢密院への提出

を、判断できるとしている。

第七項 判決の拘束

連邦裁判所並びに、枢密院のあらゆる判決により宣言された法は、英領インドの全裁判所を拘束すると二二二条に規定してある。

第八項 総督の諮問権

連邦裁判所は、助言の裁判所としての役割もかね。総督は、彼の自由裁量により法の問題を考慮するにあたり裁判所へ問い合わせ、そして、それについての裁判所の見解を含むことができる。二二三条に規定されている。

この根源的司法権（第一審管轄権）と、英領インドの高等裁判所よりの上告審査権、諮問権であった。

第九項 以前の裁判所

一七七三年よりイギリスの東インド会社の施行の下の重要なものの一つは、ベンガル、ボンベイ、マドラスという三つの総裁管区が、互いに独立していたことである。そのそれぞれが、英国の執政官に対してだけ、責任を負うのであった。当然な結論として、そこでは、三つの総裁管区のような活動の調整をも存在し得なかったのである。それらの政策が、互いに衝突することさえあった。一七七三年の規制法は、多少この弱点をおぎなうために、試みられたのである。一七七三年以前の三つの総裁管区に存在する唯一重要な裁判所は、一、控訴院としての総督、あるいは、それらの会議の裁判所、二、海事裁判所、三、請求院、四、主たる裁判所の四つであった。最高法院や四季裁判所は、刑事事件を判断した。重要な刑事事件は、しばしば助言のため、英国の会社の権限に任せられた。これらの事件に対する訴えは、総督と参事会へ申し立て、そして、最終的には、英国の王室会議に委ねられた。

一八三三年の Judicial Committee Act によって、英国本土に設けられた海外英国領土に対する最高裁判所の機

能を有する枢密院司法委員会と、それ以下の一八六一年のインド高等法院法によって、マドラス、ボンベイ、カルカッタの英領に設けられた高等裁判所が、陛下を頂点として、属人的裁判所としてまとまっていたのである。一九四九年の the Abolition of Privy Council Jurisdiction Act が可決されるまで、枢密院司法委員会は、存在するのであるが、この一九三五年法により、ある程度の権限の移譲として、その権限のインドへの移行の過程として考えることができる。しかしその内容において、植民地官僚裁判官、植民地時代の弁護士の温存により、また、陛下を中心に組織作られた制度だけに、その制度の性格が、おのずとイギリス的にならざるを得ないものとなったのである。

連邦制は、人種が多く、宗教も違う。イスラム、ヒンデュー、キリスト教と全インドの四〇％を占めるかつてからの土侯国を、対象に考えられた制度である。そのような連邦の中における連邦裁判所の必要性は、Joint Select Committee によって強調された。彼らは、連邦憲法における根本的要素と、それを考えたからで、それは、すぐさま憲法の解釈と保障と連邦の構成単位間の紛争の決定のための裁判所となるためであった。このような点をも考慮して、諸規定を考えれば、そのような規定の存在は、よりよく認識できるのである。

第三節 一九五〇年法の立法

一九三五年法によって、作り出された自治権のある地方が、一九三七年より機能し始めたけれども、形造られた出来事として、法によって直視された連邦は、決して存在しなかった。一九四七年は、自由へのインドの闘争の目的達成を目指したのであった。英国よりインド人へ権力の移行を、成し遂げた無血革命によって、約一世紀の間、国を支配した英国議会は、退いたのである。そして、英国議会在、退くことによってつくられた法令「インド独立法」により、新たに、大英帝国自治領としてのインドを、生み出したのである。またこの法は、インドの新しい憲法を形造る

ための権限を含んでいたのである。

Cabinet Mission Plan に従って、一九四六年に、確立された憲法会議は、主権団体ではなかった。その権威は、基本的原則と手続きについて、両方とも制限されていたのであるが、この「インド独立法」によって、すべての制限のなくなった憲法会議は、はじめて主権団体となったのである。憲法会議は、憲法起草のために、主眼点をその目的においた。

その一員である Pandit Nehru が示した Objectives Resolution を基盤としたのである。その内容は、次のごとくであった。⁽²⁾

一、憲法会議が、独立主権共和国として、インドを、表わすため、そして、憲法を、将来支配するため、描きあげるべく、その強硬なまじめな解決を、宣言すること。

二、現在の英領インドを含む領土について、現在インド諸州を形造っている領土と、英領インド以外であるインドの他の地域と独立主権共和国として、すすんで構成されるだろう他の領土と同様な諸州が、すべて連合となるべきこと。

三、現在の英領インドを含む領土は、それらの現在の境界あるいは、憲法会議、憲法を基盤として、決定されたその他のものを、持ったにしろ持たないにしろ、連合に帰属または、帰するような連合に、あるいは、連合により生まれる権限と機能とを除いて、すべての権限を有し、行使し、残りの権限と政治、行政の機能を一緒にし、独立した単位の状態を維持すべきである。

四、自主独立国インドの構成部分と政府機関のすべての権力と権威は、人民に由来すること。

五、社会的、経済的、政治的正義、身分、権会と法の下の平等、思想、表現、信仰、崇拜、職業上、結社、行動の

自由が、法と公共の道德の下に、インドのすべての人民に、保障されることを、確立しなければならない。

六、適当な保護が、少数派、遅れぎみの地域、最下層民と、その民の下層階級に対して、規定されねばならない。

七、共和国の領土の保全と文明化された国の正義と法に従って、陸、海、空についてのその諸支配権を維持すべきこと。

八、この亜大陸は、世界におけるその正しく名誉ある場所となり、世界平和の促進と、人類の利益のために、十分に十分な寄与をなすこと。

憲法会議は、他の憲法問題を、取り扱う委員会の委員を、任命することに着手したのである。多くの委員会の報告は、会議で熟考され、そしてその会議の勧告は、憲法草案に採用されたのであり、その憲法草案は、一九四七年八月二十九日に、会議で採決された案により、形造られたのである。草案は多くの委員会の報告に基き、憲法会議の要求として、出されたのである。そして、その草案準備委員会の提出した憲法は、三一五条と、八つの別表を含むものであった。それは、第二回の審議会で、相当の議論があり、多くの修正がなされた。この審議を、一九四九年一月二十六日に終了し、一九五〇年一月二六日より施行することとしたのである。

このように、一九五〇インド憲法は、一九四七年の議会法から起ったものであり、その前の一九三五年法にもよるのである。英国の下百年を越える間のインド中央集権の歴史と、インド国内に潜在する内部的分裂の力のたがいに離れようとする力の認識が、統一国家を維持できるような強力な中央政府の必要性を導き出したのである。それに英国政府の主権を保つために、すでに存在していた管区と諸州の自治権を、消滅させるインド国家への連邦制導入をはかる一九三五年法を成立させていた。その一九三五年法は、インドにおいての強力な全国的政府の必要性にかなうものとしての連邦制の組織を有しているものであり、インドの憲法の組織づくりに欠くことのできないものと考えられ

たのである。したがって、このインド憲法の構造の背景には、このように一九三五年議会議法に由来しているのである。

一九三五年法は、インド統治に適合するように当然それ以前のインド統治法を、継承しており、またこのインド憲法も、そのインド統治と言う目的上、たとえ主体が、異ってきたとはいえ、必然的に大巾に、一九三五年法並びに一九四七年法を継承したのである。事実、初期のインド憲法の中の言葉に、それらのものを組み入れているのである。その案は、カナダとオーストラリア、南アフリカの連邦を作ったイギリス議会の立法に大巾に基礎をおくのである。それらは、この憲法会議のインド憲法起草の模範のいくらかであった。

国の憲法を形造る憲法会議に集まったインドの自由を求める闘争家たちは、過去のイギリス統治時代の背景を、破壊するという要求は、持たなかったのである。それどころか、共和国形態が、維持される限り、継続的にその伝統を保持することをより重要に考えていたのである。その伝統的体制をインドの現状と近代憲法の原理と合致をさせようとの努力が、世界に類を見ない憲法を、生み出していくのである。

インドの基本的人權の思想は、合衆国の憲法に、主に影響を受け、それに他の国々の憲法的体験に照らして変化しているのである。しかし根本は、やはりインド、イギリス双方の草案起草までの歴史の中心であり、カナダ、オーストラリア憲法案の影響を受けた一九三五年法に存しているのである。⁽¹⁸⁾

インドの憲法は、連邦の憲法、つまりインド連合だけでなく、連合の構成州の憲法をも含んだ合成の唯一の憲法である。インドの連邦制は、オーストラリアの連邦のように、防衛、経済または、自治権の一部を、中央政府へ渡してしまうと言う独立した自治権を有する州の協定から生ずるものではないのである。それは、むしろ一九五〇年以前のインドの地方が、中央政府により、立法権を行使されていたために、自治権は、ほとんどない形で、行政上の都合の

ためにのみ造られたと言うことにより、生ずるのである。そのような考えで、一九五〇年法も一九三五年法と同様な中央政府と諸州とを形造ったのである。それは、中央と地方の行政権限の区分と権限行使の範囲を明確に規定するのに役立ったのである。一九三五年法の影響を押さえようとしないう程、英国の影響は、多大で、かえっておおいに利用し、英国憲法の基本原理を消化している。それは、英国内閣制度と責任政治との合致、權威の頂点にある英国女王と同様な機能を有する大統領の存在に、見い出され得るのである。⁽²⁸⁾

第四節 一九五〇年法に見られる司法制度

さて、一九五〇年に形造り上げられたインド憲法の中にどの程度見い出され得るか、特に司法条項について見ると次のようになる。

一九五〇年法

- 一、第二二四条第一項「最高裁判所の設置及び組織」——一九三五年法第二〇〇条第一項
- 二、第二二四条第二項、第四項「最高裁判所裁判官の任免」——一九三五年法第二〇〇条第二項 a、b
- 三、第二二四条第三項「最高裁判所裁判官の資格」——一九三五年法第二〇〇条第三項
- 四、第二二四条第六項「最高裁判所裁判官の宣誓」——一九三五年法第二〇〇条第四項
- 五、第二二五条「裁判官の俸給等」——一九三五年法第二〇一条
- 六、第二二六条「最高裁判所長官代理の任命」——一九三五年法第二〇二条
- 七、第二三〇条「最高裁判所の位置」——一九三五年法第二〇三条
- 八、第二三一条「最高裁判所の第一審管轄権」——一九三五年法第二〇四条

九、第一三二条「一定事件に関する高等裁判所の裁判に対する最高裁判所の上告裁判権」——一九三五年法第二〇五条第二〇七条

十、第一三三条「民事事件に関する高等裁判所の裁判に対する最高裁判所の上告裁判権」、第一三六条「最高裁判所による上告の特別許可」、第一四四条「行政機関及び司法機関の最高裁判所に対する援助」——一九三五年法

第二〇六条 a、b

十一、第一三八条「最高裁判所管轄権の拡張」——一九三五年法第二〇六条

十二、第一四〇条「最高裁判所の付随的権限」——一九三五年法第二一五条

十三、第一四一条「すべての裁判所を拘束する最高裁判所の法令」——一九三五年法第二一二条

十四、第一四三条「大統領の最高裁判所に対する諮問権」——一九三五年法第二一二条

十五、第一四五条「最高裁判所規則等」——一九三五年法第二二四条

十六、第一四六条「最高裁判所の職員、用員及び経費」——一九三五年法第二一六条

以上のごとくかなりの部分同様の形をとっている。これは、女王、総督が、大統領に、連邦裁判所が、最高裁判所に変ったことは、別としてのことである。一九五〇年法は、以上の他に、各条文に新たな条項をつけ加えている。条文として、新たな一条を設けたのは、第一二七条「特別裁判官の任命」、第一二八条「退役裁判官の最高裁判所の審理への参加」、第一二九条「最高裁判所の記録裁判所たる性質」、第一三四条「刑事事件に関する最高裁判所の上告権」、第一三五条「既存の法律に基いて有した連邦法院の管轄権及び権限の最高裁判所による行使」、第一三七条「最高裁判所に対する一定の令状の発出権の賦与」、第一四二条「最高裁判所の決定または、命令の施行及び搜索等に関する命令」であるが、一九三五年法の形態を変える程のものではなく、依然として、一九三五年体制は、維持され、かえ

つてそれを強化したにすぎないものである。

それでは、一九五〇年法は、どのような特徴を有しているのであろうか。それは、独立した公平な司法制度を保持していると言える。連邦制と言う状況の下での人権擁護者であるのは、もちろんのこと中央・地方での行政権をも左右できうる力を、保持させようと憲法は、特に司法権の独立を確固たるものにしようとしたのであろう。それを、次に各条文を示すことによって明らかにしたい。

一、大統領は、司法の権威と相談の後、裁判官を任命する。最高裁判所長官を任命する場合、大統領は、彼が必要と認める最高裁判所と高等裁判所の裁判官と相談しなければならない。最高裁判所の他の裁判官の選定にあたって、彼は、インドの最高裁判所長官に、相談しなければならない。高等裁判所の裁判官の任命は、最高裁判所長官と州知事と相談の後、大統領によってなされる最高裁判所長官以外の裁判官の任命にあたっては、当該高等裁判所の長官に相談されるべきである。このように、裁判官の任命にあたって、憲法は、行政へ完全な自由裁量を与えてはならない。（第一二四条第二項、第二一七条）

二、身分の保障は、すべての裁判官に対して、保障される。最高裁判所あるいは、高等裁判所の裁判官は、不品行と無資格を証明することによって、解任されうるのである。大統領は、請願が両議院によって、彼に対して提出された時のみ、裁判官を解任できる。（第一二四条、第二一八条）

三、裁判官の給料は、憲法によって決定し、緊急と公表された期間を除けば、立法院によって、変えることはできない。（第一二五条、第二二一条、第三六〇条）

四、一度約束された特権、諸権利と手当とは、彼らにとって不利益となるように、変えられない。（第一二五条、第二二一条、第三六〇条）

五、最高裁判所並びに高等裁判所は、職員の維持と職務の条件に関する規定を、形造る權威を、与えられている。
(第一一二条)

六、裁判官の給料と手当てに関する経費は、立法府の決定によって強いられることはない。(第一一二条)

七、その職員に支払うべき給料、手当て、年金を含む最高裁判所の行政的費用は、インドの整理公債基金に託してある。同様に、高等裁判所の行政的費用は、州の整理公債基金に託してある。(第一四六条、第二二九条)

八、憲法は、インドのあらゆる裁判所あるいは、司法的權威の下に、弁護したり、起訴したりすることから、裁判官を除外する。退職後においても、(第一二四条第七項、第二二〇条)

九、職務をはたすことについて最高裁判所裁判官または、高等裁判所の裁判官の行為について、州の立法府あるいは、議會での議論は、ありえない。(第一二一条、第二一一条)

おわりに

この長いイギリスの統治時代を通して、インド国民は、英国統治時代の遺産である英国思想と制度を、英国の下に成長したインドの政治制度として、受け入れ維持を計り、それを大いに活用したのである。彼らは、その実用性もさることながら、その有効性、慣習化されていることを重視したのである。したがって、英国のものを直接受け入れたのではなく、インドに根づいたものを、変化拡大させたのであると考えている。⁽²⁸⁾

それを指摘して、K・ディバチャ氏は、次の三つの点をあげている。第一にインドに完全な政治的経済的統一をもたらした。第二に強力な中央集権化された行政を確立したが、責任政府の制度は、もちこまなかった。第三に、後の

強力な統一の妨げとなるモスラム等の少数民族、インド土侯国の支配者の既得権を、つくり出したこと、これが、連邦制採用の要因ともなった。⁽²⁹⁾ さまざまな問題を、後に残しながらも、その考え方は、インドによい結果をもたらした。同様に司法についても、インドに根づいたものを受け入れるという考え方が、あったものと考えられる。

インド憲法の近代的規定とインドの経済的な後進性との間に立たされているインド司法権並びに、司法制度の現にかかえている問題を歴史的に、国民運動史的に、インド統治法とのかかわり、いわゆる法制史的に検討したが、その司法権の現実に有している問題点とは、現在の行政権に対して、司法権は、どう対処していかなければならないのか。国民は、何を望んでこの司法制度を形造り、またこの司法制度は、目に見えないどのような影響を受けてきたのか。それを今後どのように展開していかなければならないのか。と言った複雑であるインド社会における行政権に対する司法権のあり方をどう認識するかである。したがって、それには、今後のよりいっそうの憲法的諸事情並びに、経済的発展の内容の正確な把握と検討とが必要とされる。

〔注〕

- (1) 堀部政男「アジア法研究の現状と問題点」アジア経済第一〇巻第七号二二九頁
- (2) 内田力蔵「わが国におけるインド法研究の現状と課題」比較法研究第二八号九〇頁
- (3) The Indian Journal of Political Science, April-June 1964 p. 18
- (4) op. cit, p. 64
- (5) 安田信之「インドにおける『司法危機』」アジア経済第一五巻第一号八八頁
- (6) 同 九二頁
- (7) M. C. J. Kagzi, The Constitution of India, p. lvi-lx
- (8) M. C. Setalvad, The Common Law in India, p. 200

- (9) op. cit, p. 184
- (10) 森本達雄「インディ独立」九八頁
- (11) 同 一四三頁
- (12) 同 一四三頁
- (13) 同 一六九頁
- (14) 安田信之前掲九〇頁
- (15) 同 九五頁
- (16) 同 九五頁
- (17) 同 九八頁
- (18) 同 九八頁
- (19) Sirdar D. K. Sen, A Comparative Study of The Indian Constitution, p. 42
- (20) op' cit, p. 43
- (21) op. cit, p. 43
- (22) M. C. Setalvad, op. cit, p. 169
- (23) op. cit, p. 170
- (24) M. C. J. Kagzi, op. cit, p. xlv
- (25) M. C. Setalvad, op. cit, p. 171
- (26) op. cit, p. 172
- (27) M. C. Setalvad op. cit, p. 173
- (28) M. C. J. Kagzi, op. cit. p. lxiv
- (29) T. S. Rajagopala, The Creative Role of the Supreme Court of India p. 3

〈参考文献〉

- (1) 江木翼「印度の法律関係第一篇」一〇一三四頁
- (2) 一柳学俊「印度の法律思想」一〇一六一頁
- (3) 中野義照「インド法の研究」二五三〜二六三頁 三二五〜三三三頁
- (4) 信夫淳平「インドの現勢」一七三〜一七六頁
- (5) 水木惣太郎「司法制度論」
- (6) 田中英夫「英米の司法」裁判所、法律家
- (7) 大内穂「インド憲法の制定と運用」
- (8) 森本達雄「インド独立史」
- (9) 近藤治「インドの歴史」
- (10) 堀田善衛「インドで考えたこと」
- (11) 石田保昭「インドで暮らす」
- (12) J・ネール述直四郎訳「インドの発見」上・下
- (13) 大杉孝平編「日本とインド」
- (14) 「和訳各国憲法集」Ⅲ—Ⅰ 五 インド憲法
- (15) 安田信之「インドの下位裁判所Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」アジア経済一八—八・九
- (16) 堀部政男「アジア法研究の現状と問題点」アジア経一〇—六・七
- (17) 山口博一「国民会議派独立運動の諸段階」アジア経一—一
- (18) 安田信之「インドにおける『司法危機』」アジア経一五—一
- (19) 佐藤宏「一九七〇年代インドの憲法状況Ⅰ・Ⅱ」アジア経一六—九・一〇
- (20) 山口博一「インド、パキスタン」アジア経一〇—六・七
- (21) 下山暎二「インドの裁判所見学記—インドの『非常事態』とは何か」法セミナー一九七六・六
- (22) 内田力蔵「サー・ヘンリー・メーンとイギリス法の『法典化』」(1)・(2)—社会科学研究一六—二/二〇—二

- (23) 内田力蔵「インドにおけるイギリス法導入とメーン(1)・(2)」社会科学研究二〇一三・四 二〇一
- (24) 内田力蔵「わが国におけるインド法研究の現状と課題」比法研二八
- (25) 内田力蔵「インドにおける法典化」比法研三一
- (26) 内田力蔵「法典化について」比法研三一
- (27) 村松俊夫「蘭印の司法制度を中心として」法時一九四三・二
- (28) 村松俊夫「蘭領印度に於ける司法制度研究」司研三二卷一三
- (29) 石田富平「旧蘭領印度の司法」司研三二一四
- (30) 水田義雄「十九世紀インド法典化の由来」比法研五一
- (31) 水田義雄「十九世紀印度法典化の顛末」早稲田法三三一一・二
- (32) 鈴木敏和「十七・八世紀インドにおける英法の継受過程」立正大経一五一三・四
- (33) 清水望「英連邦の憲法構造」早稲田政経一九六五一二
- (34) 竹中均「蘭領印度の統治機構」法時一九四一八
- (35) 笠間果雄「蘭領東印度に於ける回教徒の法慣習について」法時一九四二一二
- (36) M. C. Setalvad, Padama Vibhufhan, *Comm Law India* pp. 1-64, pp. 168-223
- (37) K. R. Bombwall, *Major Contemporary Constitutional Systems* pp. E-113-E-118
- (38) Herbert Cowell, *The History and Constitution of The Courts and Legislative Authorities in India*, pp. 104-171
- (39) Charles Henry Alexandrowicz, *Constitutional Developments in India*, pp. 115-126
- (40) W. A. J. Archbold, *Outlines of Indian Constitutional History* pp. 120-148
- (41) Charles Fawcett, *The First Century of British Justice in India* pp. 1-7, pp. 48-56, pp. 83-120, pp. 178-200
- (42) Vidya Dhar Mahajan, *Constitutional History of India*, pp. 387-402, pp. 441-450
- (43) Norman, D. Palmer, *Major Governments of Asia* pp. 269-334
- (44) Granville Austin, *The Indian Constitution*, pp. 164-185, pp. 308-330
- (45) Anup Chand Kapur, *Constitutional History of India 1965-170*, pp. 3-63, pp. 694-725, pp. 818-830.

- (97) M. A. Fazal, *Judicial Control of Administrative Action in India and Pakistan* pp. 1-97, pp. 145-1887, pp. 326-333
- (17) Priyanath Sen, *The General Principle of Hindu Jurisprudence*, pp. 1-38, pp. 379-383
- (98) T. S. Rajagopala, *The Creative Role of Supreme Court of India* pp. 3-192
- (99) Sirdar D. K. Sen, *A Comparative Study of The Indian Constitution*, pp. 1-127, 214-306, pp. 335-392
- (100) Ranjita Coondoo, *The Division of Power in The Indian Constitution*, pp. 1-132, pp. 225-275
- (101) Mangal Chandra Jain Kaezi, *The Constitution of India*, pp. xxv-lxx; pp. 31-132, pp. 169-204, pp. 249-275
- (102) V.N. Shukla, *Commentaries on The Constitution of India*, pp. 87-128
- (103) A. S. Bedi, *Freedom of Expression and Security* pp. 347-460
- (104) M. V. Pylee, *Constitutional Government in India* pp. 3-152, pp. 419-454
- (105) *The Indian Journal of Political Science*, April-June 1964
- (106) Asok Chanda, *Federalism in India*, pp. 11-316
- (107) D. R. Gadgil, *Some Observations on The Draft Constitution*, pp. 1-23
- (108) D. R. Rajendra Prasod, *Indian Constitution*, pp. 5-95
- (109) A. Krishnaswami, *The New Indian Constitution* pp. 11-22, pp. 191-198
- (110) David. C. Buxbaum, *Traditional and Modern Legal Institution in Africa*, pp. 91-124
- (111) Durga Das Basu, *Commentary on the Constitution of India* pp. 411-469, pp. 514-585
- (112) M. V. Pylee, *Indian Constitution* pp. 216-230, pp. 252-260
- (113) M. P. Jain, *Indian Constitutional Law* pp. 138-170, pp. 196-219
- (114) E. C. S. Wade, *Constitutional Law*, pp. 3-106, pp. 211-234
- (115) *The Code of Civil Procedure*. 1950, pp. 1-10, pp. 79-81
- (116) Maurice Gwyer and A. Appadorai, *Speeches and Documents on The Indian Constitution, 1921-47*, p. 1, p. 18, p. 29, p. 53, pp. 270-290, p. 323

- (25) Amiya Chatterji, *The Constitutional Development of India, 1937-1947* pp. 10-49
- (26) Essays on The Indian Penal Code Published on The Occasion of The Century of Indian Penal Code pp. 33-55
- (27) Amos J. Peaslee, *Constitutions of Nations*, pp. 218-367
- (28) K. C. Markandan, *The Amending Process and Constitutional Amendments in The Indian Constitution* pp. 345-469, pp. 713-764